

# ~桂川町の未来をみんなで創ろう!~

自治基本条例みんなで考える委員会素案策定部会では、これまでに 11 回の会議を重ね、条例の素 案(案)を作成しました。今後は、みんなで考える委員会において、素案(案)の内容の確認を行っ ていきます。

#### 【これまでの会議経過】(5月 15 日現在)

### <みんなで考える委員会>

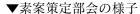
平成 24 年		
第1回	6月28日	
第2回	7月31日	
第3回	8月30日	
第4回	9月19日	
第5回	10月11日	
第6回	11月6日	
第7回	11月29日	
第8回	12月20日	
平成 25 年		
第9回	1月17日	
第10回	1月29日	
第11回	2月25日	
第12回	3月7日	
第13回	3月14日	
第14回	3月22日	
第 15 回	5月15日	

### <素案策定部会>

平成 24 年		
第1回	11月20日	
第2回	12月5日	
第3回	12月27日	
平成 25 年		
第4回	2月4日	
第5回	2月8日	
第6回	2月18日	
第7回	2月21日	
第8回	3月29日	
第9回	4月11日	
第 10 回	4月16日	
第 11 回	4月26日	



▲素案(案)をみんなで考える委員会委員に 報告する中村委員長





## 自治基本条例とは?

自治基本条例は、町政運営の基本理念や 町民と行政との協働によるまちづくりに必 要な考え方や仕組みなどの基本的なルール を定めるものです。

そのため、他の条例、規則、計画などの 町政を進める施策は、この条例に基づいて 実施されることになります。

各自治体では、地方分権の進展により、「地

域のことは地域で考え、地域で決める」と いう自己決定・自己責任に基づき、多様化・ 複雑化する住民ニーズに対応し、地域の特 色を生かした行政運営が求められています。

桂川町でも、どのような考えで、どのよ うなまちづくりを進めていくのかを明らか にするため、「自治基本条例」を制定する必 要があります。



【問合先】企画財政課 企画調整係 ☎65・1085